

借上宿舎規程

(目的)

第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の借上宿舎の貸与、設置、維持及び管理に関して基本的事項を定め、役員及び職員（以下「役職員」という。）の職務の能率的な遂行を確保し、センターの事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 役員報酬規程(平成21年規程第22号)の適用を受ける者のうち常勤のものをいう。
- (2) 職員 職員就業規則(平成18年規程第13号)の適用を受ける者をいう。ただし、同規則第3条の4の定年前再雇用短時間勤務職員に該当する者を除く。
- (3) 常勤弁護士 常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)の適用を受ける職員をいう。
- (4) 借上宿舎 センターが居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(以下この条において「家屋等」という。)の選定を行い、当該家屋等の所有者(以下「貸主」という。)と賃貸借契約を締結し、役職員及びその家族(配偶者(6か月以内に婚姻する予定の者を含む。)、子、主として役職員の収入によって生計を維持するその他の親族をいう。以下同じ。)を居住させるために貸与する家屋等をいう。

(借上宿舎の貸与)

第3条 センターは、予算の範囲内で借上宿舎の選定及び契約を行い、第5条に定める者に対してこれを貸与する。

(借上宿舎の種類及び貸与基準)

第4条 借上宿舎の種類は、順位の低い方から単A型、単B型、A型、B型及びC型とし、これらの借上宿舎の契約に係る専有面積の限度は、それぞれ次に掲げるとおりとする。ただし、センターが特に必要と認めた場合には、限度を超える借上宿舎を契約の上、貸与することができる。

- (1) 単A型 25㎡未満
- (2) 単B型 25㎡以上36㎡未満
- (3) A型 36㎡以上55㎡未満
- (4) B型 55㎡以上70㎡未満
- (5) C型 70㎡以上80㎡未満

2 借上宿舎を貸与する場合には、前項ただし書きの場合を除き、次の各号に掲げる種類の宿舎を、それぞれ同号に掲げる役職員に貸与する。なお、職務の級の昇格や同居者数の増加などの貸与後の事情の変更による宿舎の借換えは行わない。

(1) 単A型

職員給与規程（平成18年規程第4号）の別表第1の俸給表の2級以下の職員のうち家族と同居しない者

(2) 単B型以下

ア 同俸給表の3級以上の職員のうち家族と同居しない者

イ 家族と同居しない常勤弁護士

(3) A型以下

職員又は常勤弁護士のうち2名以下の家族と同居する者

(4) B型以下

ア 家族と同居しない役員

イ 職員又は常勤弁護士のうち3名の家族と同居する者

(5) C型以下

ア 家族と同居する役員

イ 職員又は常勤弁護士のうち4名以上の家族と同居する者

（借上宿舎の被貸与者）

第5条 借上宿舎の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）は、役職員のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 役員

(2) 転勤者（転勤時に借上宿舎の貸与を受けなかった者を含む。）ただし、現に居住している住居からの通勤が経済的な通常の経路及び方法によった場合に片道2時間以上を要しない場合は被貸与者としなない。

(3) 転勤者に準ずる者（勤務する事務所の移転その他の事情により、現に居住している住居からの通勤が経済的な通常の経路及び方法によった場合に片道2時間以上を要することとなった者をいう。）

(4) 常勤弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程第25条第1項第1号に該当する者を除く。）

(5) 前各号に掲げる者のほか、特に業務上必要な者又は緊急やむを得ない事情のある者（借上宿舎経費負担区分）

第6条 借上宿舎の賃貸借契約等は、センターが行い、被貸与者は第7条の定めるところにより、センターに当該宿舎の使用料を支払わなければならない。

2 借上宿舎に係る光熱水料、管理費、共益費、駐車場借料等は、被貸与者等（被貸与者及び被貸与者が死亡した際に被貸与者と同居していた家族であって当該同居につき第9条の借上宿舎貸与書又は第13条の届出に対してセンターが承認した者をいう。以下同じ。）の負担とする。

3 借上宿舎に係る退居時の原状回復費は、被貸与者等の負担とする（被貸与者の入替えの場

合においても原状回復を実施するものとし、この場合における原状回復費は、入替え前の被貸与者等の負担とする。)。原状回復費は、第1項の賃貸借契約に基づき借主が退居時に負担するものとされているもののほか、同項によりセンターが支払った敷金又は保証金（賃貸借契約時に貸主に預託し、契約終了時に返却される額）のうち、退居時に補修金及びその他の債務として貸主に差し引かれた額を含む。

（借上宿舎の使用料）

第7条 借上宿舎の貸与は有料とし、その使用料の月額は、当該借上宿舎の家賃月額に別に定める割合を乗じて得た額と、当該借上宿舎の家賃月額から別に定める金額を控除した額とのいずれか大きい金額とする。

2 新たに借上宿舎の貸与を受け、又は明渡しをした場合におけるその月分の使用料は、第1項の規定に基づく額を基礎として日割りにより計算して得られる額とする。

（借上宿舎の貸与の申請）

第8条 借上宿舎の貸与を希望する者は、別紙様式1の借上宿舎貸与申請書を提出しなければならない。

2 前項の借上宿舎貸与申請書が提出された後で次条の承認前に取り下げられた場合で、賃貸借契約の締結及び解約に伴う費用が発生した場合は、同申請書を提出した者がその費用を全て負担する。

（借上宿舎の貸与の承認）

第9条 センターが借上宿舎の貸与を承認したときは、借上宿舎を貸与する際、被貸与者に別紙様式2の借上宿舎貸与書（貸主とセンターとの間で交わされた賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の写しを添付したもの。）を交付する。

（入居期限）

第10条 被貸与者は、借上宿舎貸与書に記載された貸与開始日（異動又は採用の発令がされた日以後の日とする。）から10日以内に当該借上宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、センターが別途承認する期限まで、その入居を延期することができる。

2 被貸与者は、借上宿舎に入居後、14日以内に別紙様式3の借上宿舎入居届をセンターに提出しなければならない。

3 被貸与者が、第1項の規定による入居期限までに当該借上宿舎に入居しないとき又は第2項の規定による借上宿舎入居届の提出期限後もその提出をしないときは、センターの借上宿舎の設置、維持及び管理の観点から特に必要がある場合を除き、当該貸与の決定を取り消す。

（借上宿舎の使用料の支払方法）

第11条 第7条の規定に基づく使用料は、その額をセンターが毎月被貸与者の給与から控除することにより支払わなければならない。

2 被貸与者が第15条第1項第1号若しくは第2号に該当することとなった場合又は休職のため俸給を支給されなくなった場合においては、被貸与者等は、使用料を毎月その月末までにセンターに支払わなければならない。

（借上宿舎の使用上の義務）

第12条 被貸与者等は、貸与を受けた借上宿舎を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた借上宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その旨を遅滞なくセンターに届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合は、この限りではない。

3 被貸与者等は、次のことを行ってはならない。

- (1) 借上宿舎の転貸その他これに類すること
- (2) センターの承認を受けない者を同居させること
- (3) 貸主の承諾を受けない改造、模様替、その他の工事
- (4) みだりに備品などを持ち出すこと
- (5) 借上宿舎内で危険物の使用又は他の居住者に危険を及ぼすおそれのある行為
- (6) 騒音など他の居住者に迷惑を及ぼす行為又は共同生活の秩序を乱すと思われる行為
- (7) 事務所として登録するなど、営利目的のために使用すること又は営利目的のために使用しているものとみなされる行為
- (8) その他前各号に準ずる行為

4 前各項に定めるもののほか、被貸与者等は、センターが借上宿舎を設置するに当たり、賃貸借契約上発生した義務を遵守しなければならない。

5 前各項に定める義務を怠った場合で、賃貸借契約上に定める損害賠償等が発生した場合には、その責任は全て被貸与者等が負うものとする。

(同居の承認)

第13条 被貸与者は、家族以外の者を同居させようとする場合には、あらかじめ、センターに届け出て承認を受けなければならない。

2 被貸与者は、同居する者に変更があった場合には、遅滞なくセンターに届け出なければならない。

(模様替等の工事の承認)

第14条 被貸与者等は、その貸与を受けた借上宿舎について自己の負担において模様替その他の工事を行う場合には、あらかじめ、センターを通して貸主の承認を受けなければならない。

(借上宿舎の明渡し)

第15条 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、被貸与者等は、その該当することとなった日から20日以内(第6号においては契約書で定める日まで)に当該借上宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、センターの承認を受けて、その該当することとなった日から、6か月を超えない範囲内においてセンターの指定する期間、引き続き当該借上宿舎を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 配置転換その他これに類する理由による当該借上宿舎に居住する必要がなくなったものとして明渡しを請求されたとき

- (4) センターにおいて当該借上宿舎につき借上宿舎の廃止の必要が生じたため明渡しを請求されたとき
 - (5) センターにおいて当該借上宿舎につき再開後の入居を前提とし、借上宿舎の一時停止の必要が生じたため明渡しを請求されたとき
 - (6) 貸主が契約書に定めるところにより契約解除をした場合
- 2 被貸与者等は、センターが、第12条の規定に違反する事実でその借上宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該借上宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者等は、借上宿舎の明渡しに当たって、その1か月前（契約書に解約予告通知に関する期限が規定されている場合には、その期限の10日前）までに別紙様式4の借上宿舎退居届をセンターに提出しなければならない。この場合において、正当な理由なく同退居届の提出が遅延したことにより明渡し日以降の家賃その他の費用が発生した場合は、その全額について被貸与者等の負担とする。
- 4 自己の都合により契約書に規定する一定の期間未滿で借上宿舎を退居することにより生じた違約金等は、被貸与者等の負担とする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（違約金）

第16条 被貸与者等は、前条1項又は2項の規定に違反して借上宿舎を明け渡さないときは、その者の当該借上宿舎にかかるセンターの支払家賃等契約書に定める賠償額を、明渡期限の翌日から明け渡した日までの期間に応じて支払わなければならない。

（入居、明渡しの費用の負担）

第17条 借上宿舎の入居及び明渡しに要する費用は、被貸与者等の負担とする。

（その他）

第18条 この規程の実施に関し必要な事項及び契約書によりこの規程と異なる取扱いが必要な事項は、本部総務部長の決するところによる。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年規程第17号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の借上宿舎規程の規定は、同日以後にセンターが貸主との間で賃貸借契約を締結した借上宿舎について適用し、同日前に賃貸借契約を締結した借上宿舎については、なお従前の例による。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第13号）

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条及び第5条の規定は、

同年10月1日以後にセンターが貸与を承認する借上宿舎について適用する。

附 則（日本司法支援センター令和2年規程第20号）

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年規程第17号）

（施行日）

第1条 この規程は、令和5年12月21日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和5年12月21日から令和13年3月31日までの間における第2条第2号の規定については、職員就業規則等の経過措置に関する細則（令和5年細則第5号）第2条第3項の暫定短時間勤務職員も除くものとする。

附 則（日本司法支援センター令和8年規程第12号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

借上宿舎貸与申請書

〇〇 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所属部署

職 名

氏 名

借上宿舎規程に基づき、借上宿舎の貸与を希望しますので申請します。
なお、借上宿舎の貸与を受けるに当たっては、借上宿舎規程の記載事項を遵守することを誓約します。

1 借上宿舎貸与申請理由

2 現住所

3 区分

役員、職員（2級以下）、職員（3級以上）、常勤弁護士

※該当箇所にを記入願います。

4 異動先事務所名

5 入居希望日

〇〇 年 月 日

6 同居予定者

氏 名	年齢	性別	本人との続柄	勤務先又は学校名

借上宿舎貸与書

〇〇 年 月 日

所属部署
職 名
氏 名

日本司法支援センター
理事長

下記のとおり借上宿舎の貸与を承認します。
入居のうえは借上宿舎規程及び当該借上宿舎の賃貸借契約に記載された事項を遵守すること。

記

- 1 借上宿舎の表示
借上宿舎の住所
借上宿舎名
借上宿舎の種類

- 2 貸与期間 〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日

- 3 同居家族

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄

- 4 借上宿舎使用料 月額 円

- 5 その他 退去時の原状回復費については、入居者の負担とする

(別紙様式3)

借上宿舎入居届

〇〇 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所属部署

職 名

氏 名

下記のとおり入居しましたのでお届けいたします。

記

- 1 借上宿舎の表示
借上宿舎の住所
借上宿舎名
借上宿舎の種類

- 2 入居した日 〇〇 年 月 日

(別紙様式4)

借上宿舎退去届

〇〇 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所属部署

職 名

氏 名

下記のとおり退去しますからお届けいたします。

記

- 1 借上宿舎の表示
借上宿舎の住所
借上宿舎名
借上宿舎の種類
- 2 退去する日
〇〇 年 月 日
- 3 退去理由
- 4 退去後の連絡先